Ｒ５エゾシカジビエ利用拡大推進事業（第一種銃・わな猟）（処理加工施設）概要

（施設者向け）資料２

【背景】

○国では、令和７年度までに捕獲個体の食肉利用量の倍増を目標にジビエ利用拡大に向けた取り組みを進めている。

○道では、平成30年度より「エゾシカの捕獲数の増加」と「食肉利用に適した捕獲個体を安定的な供給」の両立を目指し、本事業を展開している。今年度は本事業の活用により狩猟捕獲個体の食肉処理施設への搬入増加を目指す。

【目的】

○狩猟により捕獲したエゾシカの食肉利用を促進することにより、エゾシカの利活用の推進を図る。
　につながる事業を実施。

【委託期間】

○契約締結の日から令和６年２月１６日（金）まで

【事業対象処理施設】

○エゾシカ肉処理施設認証施設事業者（令和５年８月末までに道に当該認証を受けているエゾシカ肉処理施設事業者）

事業参加施設

１９施設

R5.6.30時点

整理番号	振興局名	施設数	整理番号	振興局名	施設数
０１	空知	2	０８	上川	1
０２	石狩	1	０９	留萌	0
０３	後志	0	１０	宗谷	0
０４	胆振	0	１１	オホーツク	3
０５	日高	0	１２	十勝	6
０６	渡島	2	１３	釧路	3
０７	檜山	0	１４	根室	1

Ｒ５エゾシカジビエ利用拡大推進事業（第一種銃・わな猟）（処理加工施設）の流れ

１.事業スタート

○契約締結日より事業開始

狩猟者が道に事業参加申込みを行い、道から事業参加証を交付する。

２.事前連絡受理、対応

○狩猟者より狩猟捕獲個体搬入に係る相談、連絡があった場合

・受入条件の説明
・搬入の可否

について回答する

３.個体の受入

①搬入確認

- 狩猟者の確認
- 施設職員により受入可否判断（狩猟者＝職員の場合は第３者職員が確認）

②写真撮影

- 搬入個体にマーキング
- 証拠写真の撮影
  上記個体が確認可能であること

③確認票発行

- ①＆②作業終了後、搬入確認票を職員が記入
- A・B票は施設が保管、C票は狩猟者へ手交

４.トレーサビリティ管理

○トレーサビリティ管理を行い、記録を保管すること

【トレーサビリティ管理を行う項目】

確認票番号、個体識別番号（施設独自の番号がある場合に限る）、搬入個体の重量、食肉重量、ペットフード重量、廃棄物重量、解体後に筋肉部分が食用不可となった場合の廃棄等した重量とその理由、捕獲情報（捕獲日時、搬入者の狩猟者登録番号、車両までの搬入日時、施設への受入日時、捕獲者氏名、捕獲場所、性別、推定年齢）、部位または製品ごとの重量、出荷年月日、出荷先

５.道への報告

○毎月の報告

実施月の翌月以降、毎月１０日までに前月分の次の書類等を道へ提出

・トレーサビリティ管理書類（写）
・確認票A票
・個体等の写真データ（SDカード）
・作業月報

６.実績報告書

○事業終了までに実績報告書及び関係書類を道へ提出

○貸与したカメラ、SDカードスプレー、未使用の確認票の提出

○確認票B票及び関係書類については、施設で５年間保管
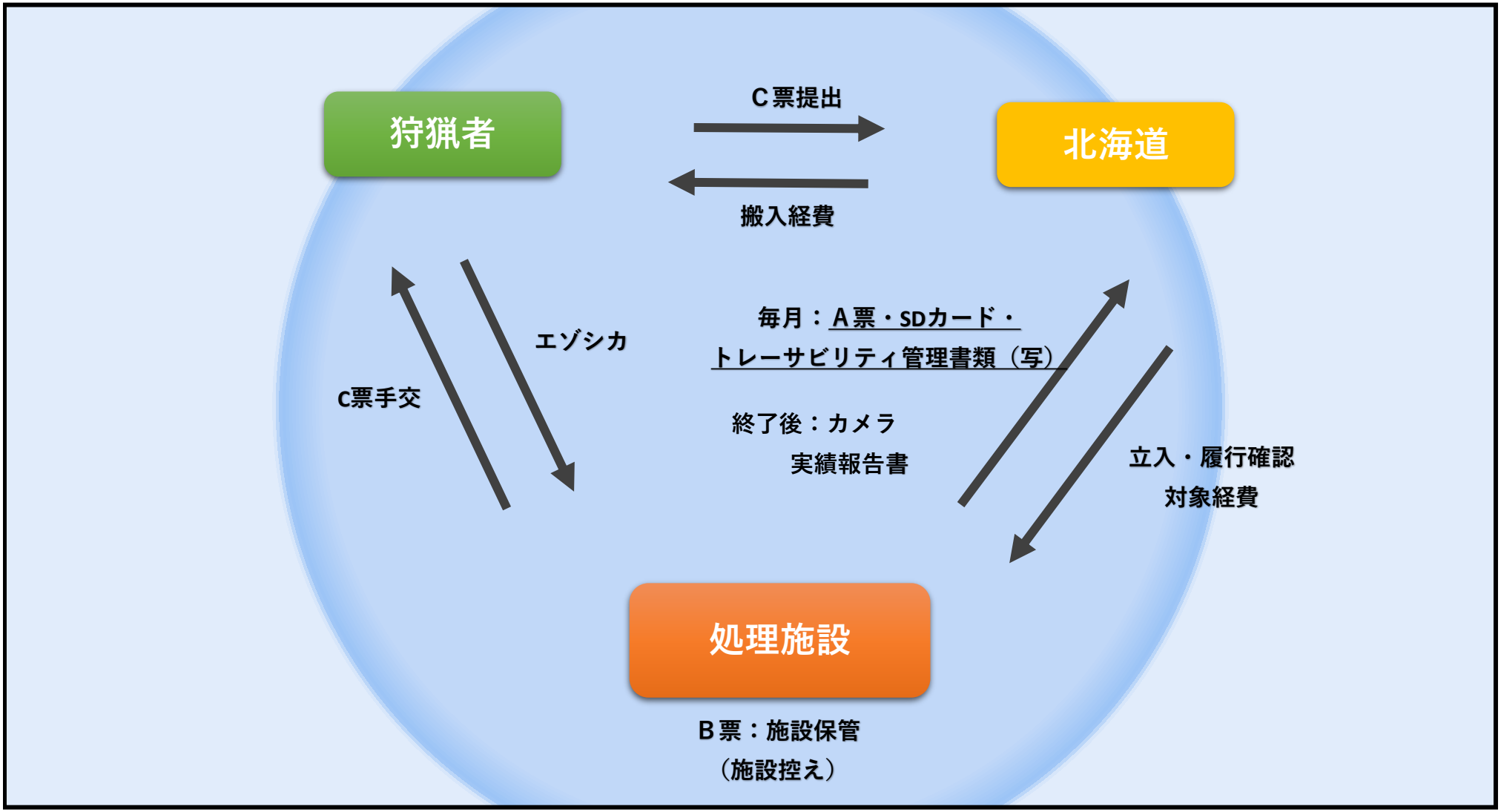
Ｒ５エゾシカジビエ利用拡大推進事業（第一種銃・わな猟）（処理加工施設）の　フロー図